

# ボランティア活動助成事業実施要綱

## ボランティア活動助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法の施行により、社会福祉協議会は地域福祉の推進において大きな役割が求められており、地域住民の参加と関係機関の連携のもと、地域の実情に応じた創意と工夫による事業や活動をすすめていかなければならない。そこで社会福祉法人郡上市社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を推進している市民団体を支援し、共に支えあう地域社会作りを推進しようとするものである。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人郡上市社会福祉協議会とする。

### (事業の内容)

第3条 助成の対象は、次のいずれにも該当する団体とする。

(1) 郡上市内に拠点を置いているボランティア活動を主目的とした団体で構成する会員等が3人以上であること。

(2) 法人格を有しないボランティア団体で郡上市社会福祉協議会に登録されており次の①②のいずれかを満たしていること。

① おおむね月1回以上の活動を1年以上継続していること。

② 3年以上活動を継続していること。

(3) 県、全国などの上部組織を持たない団体。

(4) 他に公的助成を受けていないこと。

(5) 構成員が明確にされていること。

(6) サロン運営ボランティア団体ではないこと。

2 対象事業の範囲は、団体の資質向上、活動の健全化や拡大のためにかかる費用とし、申請年度の3月31日までに完了する事業とする。但し、飲食にかかる経費は対象としない。

3 助成の金額は、1団体につき30,000円を限度とする。

4 この事業による助成を受けた団体等は、助成年度以後3年間は助成対象としない。

5 年度の助成件数を10件以内とする。

### (支援要望と決定)

第4条 助成を受けようとする団体等は、申請書(様式1-1~1-3)と前年度の事業報告書を郡上市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)へ提出する。

2 会長は、団体等からの申請書について審査を行い、本事業の目的に照らしてふさわしい団体等を決定する。

### (助成金の申請、請求及び事業実績報告)

第5条 申請書(様式1)の受付は事業実施年度の4月~2月末日までとする。助成件数が助成限度件数に達した場合は申請受付を終了する。交付決定は、助成金交付決定通知書(様式2)にて通知し、助成金を交付

する。

- 2 助成金を受けた団体等は、事業終了後1ヶ月以内又は、当該年度の3月31日までに事業実績報告書（様式3-1～3-3）と領収書（写し）、活動の様子がわかるもの（写真等）を会長へ提出しなければならない。

（その他）

第6条 助成決定後、助成金の使途項目は、変更してはならない。

- 2 本事業の推進について必要な事項は、別に会長と協議の上決定する。

#### 附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年6月10日から施行する。

## 別表

### < 助成対象経費 >

- ・ 講師料
- ・ 講師交通費
- ・ 講師弁当、茶菓代
- ・ 研修会参加料
- ・ 研修会場までの交通費
- ・ 消耗品、活動に不可欠な備品購入費

### < 助成対象とならないもの >

- ・ 飲食にかかる経費
- ・ 活動場所までの交通費